

届出が必要な場合

次の場合には届出が必要となります。

- (1) 町外へ転出するとき（必ず子ども医療費受給資格証を返還してください。吉見町での助成の対象となるのは、転出した日の前日分までです。）
- (2) 住所、氏名に変更があったとき（受給資格者及び対象のお子さんのもの）
- (3) 健康保険証が変更となったとき（お子さんのもの）
- (4) 受給資格証を紛失したとき
- (5) 振込口座を変更したいとき（受給者名義の口座へしか変更できません。）
- (6) 児童福祉施設等に入所することとなったとき
- (7) 生活保護を受けるようになったとき
- (8) 重度心身障害者医療費を受けるようになったとき
- (9) その他受給資格に関する事項に変更が生じたとき（婚姻・離婚・在留期間の更新等）

子ども医療費支給申請をする場合（償還払い）

子ども医療費支給申請をする場合、お子さんごと、医療機関ごと、診療月ごと、入院及び通院ごとにそれぞれ分けて、診療月の翌月以降に申請してください。診療月と同月内の申請はお断りさせていただきます。

申請の受付は毎月10日に締め切り、月末（平日）にご登録いただいた口座へ振り込みます。

また、償還払いの場合、医療機関等に支払った日の翌日から起算して5年を経過しますと支払の時効となり、医療費を支給できなくなりますのでご注意ください。

例1) 同じ日に病院と処方箋調剤薬局にかかったとき
医療機関等が異なるため、病院分と薬局分それぞれの申請書が必要

例2) 同じお子さんが同月内に複数回歯科にかかったとき
一人のお子さんが、一つの医療機関等で、かつ、同月内のため申請書は1通のみ

※領収書（原本）に次の事項がすべて記載されているかを確認してください。記載されていない事項がある場合は、申請を受け付けることができない場合があります。

1 受診されたお子さんの氏名 2 診療年月日 3 保険点数又は医療費総額
4 保険診療一部負担金 5 発行年月日 6 医療機関等名（発行者名）及び印

受付の場所及び時間は次のとおりとなります。

申請書の受付 平日 : 子育て支援課（役場庁舎2階10番窓口）
8:30~17:15
土日祝日: 日直対応（役場庁舎1階2番窓口）
8:30~17:15

※土日祝日の場合は日直受付になりますので不備等があった場合は後日ご連絡する場合があります。

※医療費の支給申請は郵送でも受け付けています。

〈宛先〉 〒355-0192 吉見町大字下細谷411番地 吉見町役場 子育て支援課

令和4年10月診療分から
吉見町子ども医療費支給事業の
受給資格証を使用できる範囲が
埼玉県内全域へ拡大しました！



〒355-0192
埼玉県比企郡吉見町大字下細谷411番地
吉見町 子育て支援課（2階10番窓口）
☎0493-63-5014（直通）

こども医療費助成制度

吉見町に住んでいるお子さんが病気やけがにより入院や通院した場合、医療費の一部負担金（保険診療分の自己負担額）を助成します。

ただし、自己負担額のうち、高額療養費や附加給付など他制度から支給されるものがある場合は、それらを控除した額を支給します。

医療保険給付	一部負担金（自己負担額）			保険外
	高額療養費	附加給付	町助成額	対象外
7割（小学校未就学は8割）	3割（小学校未就学は2割）			

※附加給付の支給基準は加入している保険者（健康保険組合等）により異なります。

助成対象

〈令和2（2020）年8月診療分から〉

18歳に達する日以後の最初の3月31日（年度末）まで

※吉見町に住所があり、各種健康保険組合に加入しているお子さんが対象です。

次にあてはまるかたはこども医療費を受けることができません。

重度心身障害者医療費を受けているかた

生活保護を受けているかた

児童福祉施設等に入所しているかた

必要な手続き

こども医療費を受給するためには、あらかじめ受給資格の登録が必要です。次のものを持参していただき、登録申請をして下さい。

- （1）受給者名義の預金通帳等（お子さんなどの名義の口座は登録することができません。）
- （2）お子さんの健康保険証
- （3）お子さんが外国籍の場合は在留カード

※原則、登録申請手続きをした日以降の診療分から対象となります。ただし、お子さんが出生した場合や他市区町村から転入した場合は、その日の翌日から起算して15日以内（15日目が閉庁日の場合閉庁明けの最初の日）に申請があった場合に限り、出生日（転入日）から助成対象となります。

なお、出生等で健康保険組合の加入手続き中により、お手元にお子さんの健康保険証が届いていない場合でも登録申請は出来ますので、必ず15日以内に手続きを行ってください。

※必要な書類がすべてそろってから、こども医療費受給資格証を交付します。

※里帰り出産等の場合、お子さんの住民登録がある市区町村で申請する必要があります。出生日等から15日を過ぎると、医療費が助成されない期間が生じる可能性がありますので、ご注意ください。

助成対象範囲

入院及び通院にかかる医療費の一部負担金（保険診療分の自己負担額）

〈助成の対象にならないもの〉

- ・入院時食事療養標準負担額
- ・保険適用外（自費）の費用（自費の予防接種、入院時室料差額代、文書料、薬の容器代等）
- ・健康保険組合からの高額療養費や附加給付該当分
- ・交通事故などの第三者行為によるもの

〈注意〉

学校や保育所等でケガをしたときは日本スポーツ振興センターの災害共済給付の対象となり、町のこども医療費助成制度対象外となります。医療機関等にかかる際はこども医療費受給資格証を提示せず、必ず医療費を一度お支払いください。

こども医療費での助成を受けてしまったときは、返還していただく場合があります。

医療機関にかかるとき

○現物給付（窓口払い廃止）

埼玉県内の現物給付（窓口払い廃止）を実施する医療機関等で受診する際に、「健康保険証」とともに「受給資格証」を医療機関等の窓口にご提示いただくと、一部負担金（保険診療分の自己負担額）のお支払いが不要になります。受給資格証は受診のたびに必ずご提示ください。

ただし、町内の一部接骨院を除き、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師等の施術を受ける場合は現物給付対象外のため、窓口でのお支払いが必要です。

また、現物給付を実施している医療機関等であっても、入院・通院別で一つの医療機関等で月額21,000円以上となった場合はお支払いが必要となります。複数回受診されて、月の途中で月額21,000円以上となった場合は、その月の初めに遡ってお支払いいただくようになります。

○償還払い

次のような場合は医療機関窓口で一部負担金をお支払いの後、こども医療費支給申請書に領収書（原本）などを添えて、子育て支援課へ申請してください。

- （1）埼玉県内で現物給付を実施していない、及び県外の医療機関等にかかったとき
受給資格証や健康保険証を提示しないで受診したとき
柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師等の施術を受けるとき（町内の一部接骨院を除く。）
- （2）コルセットや小児弱視治療用眼鏡（※支給上限あり）などの治療用装具を作ったとき
- （3）一部負担金の額が一つの医療機関等（入院・通院別）で月額21,000円以上になったとき

※（2）の場合は、申請する前に加入している健康保険組合に費用を請求し、保険適用となった場合のみ、健康保険組合からの支給通知や実際にかかった費用の領収書、診断書等を添えて申請してください。（健康保険組合へ領収書などの原本を提出する場合は必ずコピーを控えてください。）

※（3）の場合は、領収書に加え、加入している健康保険組合からの高額療養費及び附加給付の支給通知又は不支給通知が必要となります。健康保険組合から通知が出ない場合は、役場から照会する場合がありますので、同意書の提出が必要となります。